

井原市省エネリフォーム補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市民の住環境及び市内事業者の事業環境の維持向上並びに地域経済の維持・活性化を図るため、市内事業者を利用して環境負荷軽減を目的とした住宅及び事業所のリフォームを行う者に対し、予算の範囲内において井原市省エネリフォーム補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付に関しては、井原市補助金交付規程(昭和34年井原市規程第1号)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者 市内で事業を行う者で、個人事業主にあつては収入の2分の1以上が事業に係る収入であるものをいう。ただし、法人税法(昭和40年法律第34号)別表第一に規定する公共法人、政治団体、宗教上の組織又は団体、その他本事業の目的に適さないと市長が認める者を除く。
- (2) 個人住宅 自己が所有し、かつ居住の用に供する建築物をいう。
- (3) 事業所 事業者が自己所有し、かつ事業の用に供する建築物をいう。
- (4) 併用住宅 建築物内に個人住宅部分及び店舗、事務所、賃貸住宅等(以下「非個人住宅」という。)の個人住宅以外の部分を有する建築物をいう。
- (5) 集合住宅 一つの建築物内に個人住宅及び非個人住宅の部分があり、それぞれが区分登記されており、かつ、個人住宅部分、非個人住宅部分及び玄関その他の共用部分が独立した建築物をいう。
- (6) 住宅 個人住宅、併用住宅及び集合住宅をいう。
- (7) リフォーム 既存の住宅又は事業所の維持又は機能の向上のために行う改修、修繕、設備改善等の工事をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 住宅のリフォームを行う者にあつては、本市に住民登録を有する者又は第13条に規定する実績報告書の提出までに本市に住民登録を有することができる者とし、事業所のリフォームを行う者にあつては市内に事業所を有する者又は第13条に規定する実績報告書の提出までに本市に事業所を有することができる者
- (2) 井原市暴力団排除条例(平成23年井原市条例第23号)第2条第3号に規定する暴力団員等市長が不相当と認める者でないもの
- (3) 市税を滞納していない者

(補助対象住宅)

第4条 補助の対象となる住宅(以下「補助対象住宅」という。)は、補助対象者が所有又は共有し、自己の居住の用に供し、又は居住の用に供する予定の住宅とする。

2 集合住宅にあっては、補助対象者の専有部分のみを、併用住宅にあっては補助対象者の自己の居住の用に供する部分のみを補助の対象とする。

3 前2項の規定に関わらず、賃貸等の営利目的に供されている住宅は補助の対象としない。
(補助対象事業所)

第5条 補助の対象となる事業所(以下「補助対象事業所」という。)は、補助対象者が所有し、自己の事業の用に供し、又は事業の用に供する予定の事業所とする。

2 集合住宅にあっては、補助対象者が専有し自己の事業の用に供する部分のみを、併用住宅にあっては補助対象者の自己の事業の用に供する部分のみを補助の対象とする。

3 前2項の規定に関わらず、賃貸等の営利目的に供されている事業所は補助の対象としない。

(補助対象工事)

第6条 補助の対象となるリフォーム(以下「補助対象工事」という。)は、補助対象住宅及び補助対象事業所の本体工事のうち別表に掲げるもので、次の各号のいずれの要件にも該当するものとする。

(1) 補助対象工事の施工業者が、市内に主たる事業所を有する法人又は市内に住所を有する個人事業主であること。ただし、施工業者が下請業者に工事を依頼する場合にあっては、補助対象工事に要する経費の50%以上の額を市内に事業所を有する業者が施工したことを証明できるものに限る。

(2) 補助対象工事に要する経費(消費税及び地方消費税を除く。以下「補助対象経費」という。)が500,000円以上であること。

(3) 第10条に規定する補助金の交付決定後に補助対象工事に着手すること。

(4) 補助金の交付決定を受けた年度内に工事を完了し、当該年度の末日までに第13条に規定する実績報告書を提出することができること。

(補助対象経費)

第7条 補助対象経費は、補助対象工事を行うために必要な経費であって、市長が適当と認めるものとする。

2 他の団体又は他の制度による市からの助成を受けている事業は、対象外とする。

(補助金額等)

第8条 補助金の額は、補助対象経費の10分の1に相当する額以内とする。ただし、一申請につき200,000円を限度とする。

2 前項の規定により算出した額に1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てる。

3 補助金の交付は、一補助対象者及び一建築物(増築を含む。)について1回限りとする。ただし、補助対象住宅及び補助対象事業所をどちらも所有する者にあつては、それぞれの補助対象工事について補助金の交付を受けることができるものとする。

(交付申請)

第9条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、井原市省エネリフォーム補助金交付申請書(様式第1号)(以下「交付申請書」という。)に、次の各号

に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 工事見積書（様式第2号）
- (2) 補助対象工事を施工する箇所の写真（様式第3号）及び図面
- (3) 住宅のリフォームを行う者にあつては住民票の写し、事業所のリフォームを行う者にあつては市内に事業所があることが確認できる書類（履歴事項全部証明書、開業届等）。ただし、交付申請書の提出時点において市内に住民登録又は事業所がない場合は除く。
- (4) 補助対象住宅及び補助対象事業所の所有者を特定できる書類（課税明細書、登記事項証明書等）
- (5) 補助対象住宅及び補助対象事業所が共有の場合は、共有者全員の同意書（様式第4号）
- (6) 事業所のリフォームを行う者のうち個人事業主にあつては、直近の確定申告書第一表の控（収受日付印が押印されていること。なお、電子申告による申告の場合は受信通知を添付すること。確定申告の義務がない場合は、住民税の申告書類の控で代替することができる。）
- (7) 市税完納証明書
- (8) 別表に規定する添付資料
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
（交付決定等）

第10条 市長は、前条の申請書を受理したときは、内容を審査し、適当と認めるときは補助金の交付の決定を行い、井原市省エネリフォーム補助金交付決定通知書（様式第5号）により、不交付と決定したときは、井原市省エネリフォーム補助金不交付決定通知書（様式第6号）により、それぞれ申請者に通知するものとする。

（変更申請等）

第11条 前条の規定による補助金の交付決定通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）が、補助対象工事の内容を変更しようとするときは、速やかに井原市省エネリフォーム補助金変更承認申請書（様式第7号）を、補助対象工事を中止しようとするときは井原市省エネリフォーム補助金工事中止届出書（様式第8号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（変更承認及び変更交付決定）

第12条 市長は前条の変更内容を承認したときは、井原市省エネリフォーム補助金変更承認通知書（様式第9号）により補助事業者に通知するものとする。

2 市長は前項の承認をする場合において、交付決定額に変更が生じたときは、第8条第1項ただし書の規定にかかわらず、第10条の補助金交付決定通知書の交付決定金額の範囲内において承認することとし、井原市省エネリフォーム補助金変更交付決定通知書（様式第10号）により補助事業者に通知するものとする。

3 前条の中止届出書を市長が受理した場合は、交付決定通知書は効力を失うものとし、井原市省エネリフォーム補助金不交付決定通知書（様式第6号）を準用し、補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第13条 補助事業者は、補助対象工事が完了したときは、速やかに井原市省エネリフォーム補助金実績報告書（様式第11号）に、次の各号に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 工事請求明細書（様式第12号）
- (2) 補助対象工事の支払を証明できる書類（領収書の写し等）
- (3) 補助対象工事を実施した箇所の着工前及び完了後の写真（様式第13号）
- (4) 補助対象工事の施工業者が下請業者に工事を依頼した場合にあっては、補助対象工事に要する経費の50%以上の額を市内に事業所を有する業者が施工したことが証明できる書類（支払証明書又は領収書の写し）
- (5) 第9条の交付申請時に市内に住民登録又は事業所がなかった場合、住宅のリフォームを行う者にあっては住民票の写し、事業所のリフォームを行う者にあっては市内に事業所があることが確認できる書類（履歴事項全部証明書、開業届等）
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
（補助金額の確定）

第14条 市長は、前条の規定による報告を受理したときは、その内容を審査するとともに、必要に応じ現地調査等を行い、適正であると認めるときは、補助金の額を確定し、井原市省エネリフォーム補助金額確定通知書（様式第14号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求及び支払）

第15条 前条の規定による通知を受けた補助事業者は、井原市省エネリフォーム補助金請求書（様式第15号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の請求書を受理したときは、速やかに、補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第16条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) この要綱の規定に違反したとき。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が補助金の交付を不相当と認めるとき。

（補助金の返還）

第17条 市長は、前条の規定により、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（財産処分の制限）

第18条 補助事業者は、この補助事業により取得した財産を補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供する場合には、事前に市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定により承認した当該財産の処分により収入があったときは、補助事業者に対し、その全部又は一部を市に納付させることができる。

3 前2項の規定は、交付の決定及び交付額の確定を受けた年度の終了後から、3年間において適用する。

(見直し)

第19条 市長は、この要綱の施行2年後に、当該事業の有効性について確認し、検証し、及び見直すものとする。

(委任)

第20条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）

項目	内容	添付資料	対象外とするもの
断熱改修	ガラス交換、内窓設置 外窓交換、ドア交換 外壁、屋根、天井 及び床に係る断熱性能 の向上を目的とした改修	断熱性能の向上を 証明することがで きる書類（カタロ グの写しなど）	<ul style="list-style-type: none"> ・井原市暮らし向上スマートエネルギー導入補助金交付要綱の規定に基づく井原市暮らし向上スマートエネルギー導入補助金の交付対象となるもの ・生産設備など収入につながるもの
	その他断熱性能の向上を目的とした断熱改修		
設備改修	発電設備	機器の構成、仕様を確認することができる書類	<ul style="list-style-type: none"> ・売電契約など収入に資する契約を結んでいるもの ・建築物に付属しないもの ・中古品 ・間取り変更に係る工事 ・環境負荷の低減につながる客観的な根拠を証明できないもの ・電気自動車の充電設備など建築物の環境負荷低減につながらないもの
	高断熱浴槽、高効率給湯器、節水型トイレ、節湯水栓、高効率エアコン、LED照明、照明や換気扇などと連動する人感センサー その他環境負荷の低減を目的とした設備改修	環境負荷の低減を証明することができる書類（カタログの写しなど）	
その他環境負荷の低減が主たる目的と認められる改修工事			